

# 介護保険施設等における感染症発生時の職員派遣 Q & A

R3. 2. 10 現在

<b>I 派遣の枠組み</b> .....	<b>2</b>
問1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？.....	2
問2 感染症が発生した施設が、他の施設と個別に協議すればいいのではないですか？.....	2
問3 派遣職員の候補者名簿を作成するのはなぜですか？.....	2
問4 候補者名簿には何人の職員を登録すればよいのですか？.....	3
問5 候補者名簿にはいつまでに職員を登録すればよいのですか？.....	3
問6 候補者名簿に登録する職員の職種はどうなりますか？.....	3
<b>II 派遣までの流れ（派遣を受ける施設向け）</b> .....	<b>3</b>
問7 どのタイミングで連絡すればよいですか？.....	3
問8 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた場合はどうですか？.....	3
問9 施設の職員・入所者がPCR検査で陽性となったら、どうすればよいですか？.....	3
問10 同一法人内での配置換え等で対応できず、職員が不足する場合はどうすればよいですか？.....	3
問11 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか？.....	3
問12 派遣協定を締結する必要はあるのですか？.....	4
問13 派遣協定のひな形はありますか？.....	4
<b>III 派遣までの流れ（派遣を行う施設向け）</b> .....	<b>4</b>
問14 候補者名簿に登録した職員と別の職員を派遣してもよいのですか？.....	4
問15 1つの施設から、何人の職員を派遣すればよいのですか？.....	4
問16 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか？.....	4
問17 （登録した職員や施設内の他の職員から派遣ができず）併設施設から職員を派遣した場合に併設施設の人員配置基準を満たさなくなるときはどうするのですか？.....	4
問18 職員の派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？.....	4
<b>IV 派遣条件</b> .....	<b>4</b>
問19 派遣業務の扱いはどうなりますか？.....	4
問20 派遣業務ではどのようなことをするのですか？.....	5
問21 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？.....	5
問22 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？.....	5
問23 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？.....	5
問24 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰するのですか？.....	5
問25 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？.....	6
問26 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？.....	6
問27 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？.....	6
問28 派遣職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのですか？.....	6
問29 社会保険、労災保険等はどうなりますか？.....	6
問30 マスク、消毒液等は支給されますか？.....	7
問31 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？.....	7
問32 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？.....	7
問33 PCR検査を受けることができますか？.....	7

## 【注意事項】

派遣先施設名及び派遣元施設名・派遣職員氏名は風評被害・中傷を避けるため非公表とさせていただきます。主旨をご理解頂き、派遣先・派遣元・当該事業に関係する全ての方に周知をお願い致します。

## I 派遣の枠組み

**問1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？**

**答** 県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応するためです。  
高齢者等を介護する施設で職員・入所者が新型コロナウイルスに感染し、入院を余儀なくされた場合でも、残った入所者への介護は継続しなければなりません。職員の入院や自宅待機が多数に及んだ場合、介護を続けることが困難となりますが、その時になってから応援の検討を始めたのでは、対応が遅れ、入所者の命に関わるおそれがあります。そのため、県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、あらかじめ職員派遣のための枠組みを作っておく必要があります。

**問2 感染症が発生した施設が、他の施設と個別に協議すればいいのではないですか？**

**答** 感染症が発生した施設が他の施設と個別に協議するのは、大きな負担となります。例えば、自らの施設で10人の職員が感染した場合に、他の施設に10人の応援を頼んだとしても、負担が大きく、頼まれた施設からの派遣は困難と考えられます。また、派遣を断られた場合は、別の施設を探さなければならなくなり、協議を行うだけでも相当な業務負担となります。  
そもそも、事前の準備や合意がないまま、他の施設に応援を頼んでも、それに即座に応じることができる施設はほとんどないのではないのでしょうか。  
今回の枠組みでは、感染症発生施設が他の施設と個別に協議する負担を軽減できるだけでなく、県内施設全体で、感染症発生時のための準備と合意を行うことが可能となります。

**問3 派遣職員の候補者名簿を作成するのはなぜですか？**

**答** あらかじめ候補者を登録してもらうことにより、感染症発生時に派遣できる職員の目途をつけ、迅速に派遣できるようにするためです。  
もちろん、登録していた候補者の都合が悪くなってしまう場合もあると思われます。その場合は、他の職員で対応いただくよう、ご協力をお願いいたします。

**問4 候補者名簿には何人の職員を登録すればよいのですか？**

答 各施設から1人の職員を登録していただくことを想定しています。  
各施設の負担をおさえ、県内施設に広く協力を求めるため、1人の職員を登録すれば、職員派遣の枠組みに入れるようにしています。

**問5 候補者名簿にはいつまでに職員を登録すればよいのですか？**

答 令和3年1月25日（月）を目途としていましたが、その後も受け付けています。

**問6 候補者名簿に登録する職員の職種はどうなりますか？**

答 現時点では、介護職員、看護職員等の登録をお願いします。

## II 派遣までの流れ（派遣を受ける施設向け）

**問7 どのタイミングで連絡すればよいですか？**

答 施設の職員または入所者がPCR検査で陽性となった時点で、県の福祉施設クラスター対策班又はケアマネ協会に電話でご一報ください。その後、保健所からの指示で複数の職員が検査を受けることとなった場合には、あらためてご連絡ください。  
必要に応じて、職員の派遣に向けた手続を開始します。

**問8 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた場合はどうですか？**

答 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた時点では、連絡は不要です。  
その後、家族だけでなく、施設の複数の職員がPCR検査を受けることとなった場合は、それが判明した時点で、電話でご連絡ください。

**問9 施設の職員・入所者がPCR検査で陽性になったら、どうすればよいですか？**

答 複数の職員が陽性となり、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、同一法人内の職員を当該施設に配置する等の措置を検討してください。

**問10 同一法人内での配置換え等で対応できず、職員が不足する場合はどうすればよいですか？**

答 至急、福祉施設クラスター対策班又はケアマネ協会に電話でご連絡ください。

**問11 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか？**

答 原則として、隔離により勤務できなくなった介護職員の人数分（同一法人内での配置換え等で対応できる人数は除く。）を上限として、職員を派遣します。その後、職員の不足が解消されていくようであれば、段階的に派遣を引き上げます。

**問12 派遣協定を締結する必要はあるのですか？**

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、派遣元と派遣先の法人同士で取り決めをする必要があります。派遣期間中の各勤務日ごとに、勤務時間等を決めて、派遣協定に盛り込んでください。

**問13 派遣協定のひな形はありますか？**

答 県が用意したひな形があります。  
派遣を決定する際に、県又はケアマネ協会から派遣協定書の案を送付しますので、それを参考に協定を締結してください。

### Ⅲ 派遣までの流れ（派遣を行う施設向け）

**問14 候補者名簿に登録した職員と別の職員を派遣してもよいのですか？**

答 職員を派遣していただけるのであれば、別の職員でも構いません。

**問15 1つの施設から、何人の職員を派遣すればよいのですか？**

答 1つの施設からは、1人の職員を派遣していただくことを想定しています。

**問16 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか？**

答 この枠組みによる職員派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合にも柔軟な取扱いが受けられます。

**問17 （登録した職員や施設内の他の職員から派遣ができず）併設施設から職員を派遣した場合に併設施設の人員配置基準を満たさなくなるときはどうするのですか？**

答 併設施設についても問16と同様に柔軟な取扱いが受けられます。

**問18 職員の派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？**

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、可能な限りご協力くださるようお願いいたします。

### Ⅳ 派遣条件

**問19 派遣業務の扱いはどうなりますか？**

答 派遣業務は、派遣元からの出張扱いとなります。  
派遣職員は、派遣元の指揮監督で派遣業務に従事します。  
ただし、派遣職員が介護する入所者の特性や、派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設に特有の事柄について、派遣先からの助言を受けることになります。

問20 派遣業務ではどのようなことをするのですか？

答 派遣業務では、原則として、入所者の介護を行います。具体的な内容は派遣協定で定めます。

問21 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？

答 派遣職員は、原則として、感染者、濃厚接触者等がいる場所とは別のエリアで業務をしていただくこととしています。

問22 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

答 原則として、感染者、濃厚接触者等の介護は、派遣職員ではなく派遣先の職員が行うこととします。

ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元及び派遣職員に同意をいただいた上で、派遣職員に感染者、濃厚接触者等の介護をしていただく場合があります。

いずれの場合も、派遣業務の内容は派遣協定で定めます。

問23 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？

答 1人の派遣職員の派遣期間は、原則1週間としています。ただし、派遣元と派遣職員が同意する場合は、派遣期間を2週間まで延長できると考えています。

いずれの場合も、派遣期間は派遣協定で定めます。

(具体例)

- ・施設Xにおいて感染症が発生し、3人の職員が不足。
- ・施設A～Fから職員を派遣することに決定。
- ・施設Xの開設者と施設A～Fの開設者は、それぞれ派遣協定を締結。

1週間目	2週間目	2週間を超える場合
施設Aから1人派遣	施設Dから1人派遣	別途調整
施設Bから1人派遣	施設Eから1人派遣	
施設Cから1人派遣	施設Fから1人派遣	
計 3人	計 3人	

問24 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰するのですか？

答 派遣期間が終わった場合、派遣職員の健康観察のために、念のため2週間の経過観察期間を取る必要が生じる可能性があります。

したがって、1人の派遣職員は、派遣期間1週間の場合、+経過観察期間2週間の計3週間、派遣元施設での勤務から離れる可能性があります。

**問25 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？**

答 休日や勤務時間、休憩時間は、派遣期間中の各勤務日ごとに、派遣協定で定めます（勤務日ごとにシフトが変わることも想定されるため）。

**問26 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？**

答 原則として、派遣職員には休日勤務等をさせないものとします。派遣先は、派遣職員に対して直接、休日勤務等を求めてはいけません。  
ただし、派遣先が派遣元に休日勤務等を求めた場合で、派遣元が必要と認めるときは、派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務等をさせることができます。

**問27 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？**

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、派遣期間中の給与は派遣元にご負担いただきます。派遣元の給与規程で、休日手当、時間外手当、深夜手当等を支給している場合は、これらの手当も派遣元にご負担いただきますが、休日勤務、時間外勤務を行う場合は、派遣元と派遣職員の同意が必要です。また、深夜勤務を行う場合は、あらかじめ派遣協定で定めておくことになります。  
なお、派遣職員への新型コロナウイルス感染症対応に関する特別な手当の支給に係る経費や、派遣職員が不在の間に不在を補うための超過勤務手当や新規雇用に係る経費は、介護サービス事業所等サービス継続支援事業で助成を受けることができます。（10/10 県等への申請が必要となります。）

**問28 派遣職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのですか？**

答 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり、住居から派遣施設への移動に要する交通費と、宿泊を要する場合の宿泊費は、協定に基づき派遣元又は派遣先が負担します。ただし、これらの交通費・宿泊費は、介護サービス事業所等サービス継続支援事業で助成を受けることができます。（10/10 県等への申請が必要となります。）

**問29 社会保険、労災保険等はどうなりますか？**

答 派遣職員の社会保険、労災保険等は、もともと派遣元で加入していると考えられますので、それを継続していただきます。  
派遣職員が派遣業務中に怪我をした場合、労災の対象になります。派遣職員が感染症に感染した場合も、派遣業務が原因で感染したことが明らかな場合は、労災の対象となります。  
また、派遣職員には、傷害保険（保険金額：死亡・後遺障害 3000 万円、入院日額 15,000 円、通院日額 10,000 円）を用意しています。なお、この保険に加入した場合、保険料をケアマネ協会から派遣元に請求いたしますが、この保険料は、介護サービス事業所等サービス継続支援事業で助成を受けることができます。（10/10 県等への申請が必要となります。）

**問30 マスク、消毒液等は支給されますか？**

答 県から用意が調い次第、支給します。それまでは、派遣先や派遣元の備蓄物資等で対応していただくようお願いいたします。

**問31 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？**

答 派遣元の施設で感染症が発生し、職員に不足が生じた場合などは、派遣元は、派遣先に派遣の中止を求めることができます。  
この場合、必要であれば、補充を行います。

**問32 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？**

答 事故等の状況により異なりますが、いずれにせよ双方または保険会社と協議の上、負担割合等を定めることとなります。なお、派遣職員の派遣業務について、損害賠償保険に加入する場合は、介護サービス事業所等サービス継続支援事業で助成を受けることができます。(10/10 県等への申請が必要になります。)

**問33 PCR検査を受けることができますか？**

答 派遣前後にPCR検査を受ける場合、その費用は介護サービス事業所等サービス継続支援事業で助成を受けることができます。(10/10 県等への申請が必要になります。)

